

○財務省告示第百八号

所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第二百十條第五号の規定に基づき、生命保険料控除の対象となる生命共済に係る契約を指定する件(昭和六十二年十二月大蔵省告示第百五十九号)の一部を次のように改正し、平成二十六年分以後の所得税について適用する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

第一号中へを下とし、イからホまでをロからハまでとし、同号にイとして次のように加える。
イ 神奈川県民共済生活協同組合